

特定非営利活動法人ぐらすかわさき 定款の変更

特定非営利活動法人ぐらすかわさき 定款第28条、第29条、第37条、第38条を、以下の通り変更する。

1. 定款第28条

第5章 総会

(種別) (構成) (権能) (開催) (招集) (議長) (定足数) (議決)

略

(表決権等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているもの)に限る。以下同じ。)によって、総会に参加し、表決することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条の適用については、総会に出席したものとみなす。

■現行条文

(表決権等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条の適用については、総会に出席したものとみなす。

【変更理由】

オンライン会議システムによる総会を開催するため。

2. 定款第29条

第5章 総会

(種別) (構成) (権能) (開催) (招集) (議長) (定足数) (議決)

略

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

■現行条文

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面等表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

【変更理由】

オンライン会議システムによる総会を開催するため。

3. 定款第37条

第6章 理事会

(種別) (構成) (権能) (開催) (招集) (議長) (定足数) (議決)

略

(表決権等)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

■現行条文

(表決権等)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

【変更理由】

オンライン会議システムによる理事会を開催するため。

4. 定款第38条

第6章 理事会

(種別) (構成) (権能) (開催) (招集) (議長) (定足数) (議決)

略

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

■ 現行条文

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

【変更理由】

オンライン会議システムによる理事会を開催するため。

理事会の(表決権等)と(議事録)について、表決委任者の規定の整合性を図るため。